

支援金交付要項

(趣旨)

第1条 この交付要項は、公益財団法人鳥取県体育協会（以下「協会」という。）が、協会加盟団体等（以下「団体等」という。）に、賛助会費による支援金を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 協会会長（以下「会長」という。）は、団体等が行う別に定める事業（以下「支援事業」という。）に要する経費のうち、支援の対象として会長が認める経費について、予算の範囲内で支援金を交付する。

(交付申請手続)

第3条 団体等が、支援金を受けようとするときは、交付申請書（様式第1号）に事業計画書等（様式第2号）を添付し、会長に提出しなければならない。

(交付決定の通知)

第4条 会長は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、審査のうえ、交付決定を行い、交付決定通知書を団体等に送付するものとする。

(交付の請求)

第5条 団体等は、支援金の交付の請求をしようとするときは、請求書（様式第3号）に交付決定通知書の写しを添えて会長に提出するものとする。

(計画変更の承認)

第6条 団体等は、支援事業に変更が生じた場合は変更承認申請書（様式第4号）に変更の内容を記載した書類を添えて会長に提出しなければならない。ただし、支援金の額に影響を及ぼさない軽微な変更（事業総額の20パーセント以内）については、この限りではない。

(交付の条件)

第7条 会長は、支援金交付の目的を達成するために必要があるときは、必要な条件を付すことができる。

(事業実施期間)

第8条 支援事業は、毎年度当該年度末までに完了しなければならない。

(報告及び検査)

第9条 会長は、支援目的を達成するために必要があると認めるときは、団体等から報告を求め、又はその指名した職員に当該支援事業等に係る証拠書類等を検査させることができる。

(実績報告)

第10条 団体等は、実施事業の内、指定した事業が完了したとき（助成事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに事業の成果を記載した実績報告書（様式第5号関係）を会長に提出しなければならない。

(交付額の確定及び通知)

第11条 1 会長は、実績報告書を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条項に適合すると認めたときは、交付すべき支援金の額を確定し、団体等に通知するものとする。
2 団体等は、支援金の額が確定したとき、すでにその額を越える支援金が交付されている場合は、その超える額の支援金を速やかに返還しなければならない。

(帳簿の備付)

第12条 団体等は、第10条の規定に基づき指定された事業について、収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、証拠書類を整理し、事業完了の翌年から起算して5カ年間保管しなければならない。

附 則

この要項は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年度支援事業（第2条関係）

モデル的な事業を中心に事業を実施する。（予算の範囲内による定額支援）

（1）競技力向上事業

ジュニア期の一貫指導・育成支援事業

【高校運動部指定】（指定事業）

- 1 目的 運動部を指定することにより、競技力の向上を図り国体等での入賞を目指す。
- 2 内容 過去3年間インターハイ等の全国大会で入賞実績がない又は過去一度も入賞実績はないが、支援することにより全国レベルに到達することが期待できる運動部
（高等学校運動部（20部 申請者は学校長とする。学校口座へ振り込み））
- 3 金額 一運動部当たり20,000円とする。

トップアスリート支援事業

【支援金給付】

- 1 目的 大学に進学したトップアスリートに競技を継続してもらうため、支援を行う。
- 2 内容 競技継続に必要な経費（サプリメント購入費等）
（大学1年生（4人 県体協事務局で対象者を選考）
（申請により給付決定後、本人口座へ振り込み））
- 3 金額 一人当たり50,000円（年額）とする。

医科学サポート支援事業

【スポーツ栄養士派遣】

- 1 目的 競技力向上に不可欠な栄養全般についての講習を希望する団体等に、スポーツ栄養士を派遣することにより、けがをしにくい体作りなど、スポーツ選手の体質改善等の一助とする。
- 2 内容 講習会開催経費のうちスポーツ栄養士の派遣に要する経費
（団体等から派遣依頼をもらい、事業実施確認後、本人口座へ振り込み）
- 3 金額 一回当たり10,000円（旅費及び謝金込）とする。

（2）生涯スポーツ推進事業

スポーツ少年団育成支援事業

【日独スポーツ少年団交流】（指定事業）

- 1 目的 スポーツ少年団が行う日独交流事業を支援することにより、スポーツ少年団活動の振興を図る。
- 2 内容 交流経費（宿泊料、会場使用料及びバス借上料等）を支援する。
- 3 金額 100,000円とする。

総合型地域スポーツクラブ育成支援事業

【トップアスリート招聘】 (指定事業)

- 1 目 的 総合型地域スポーツクラブで組織する協議会や单一クラブ等が、トップアスリートを招聘して講演会等を行うことにより、組織の運営基盤強化や会員の資質向上を図る。
- 2 内 容 講演会開催経費（講師旅費、謝金及び会場使用料等）を支援
総合型地域スポーツクラブ等（1ヶ所 指定口座へ振り込み）
- 3 金 額 250,000円とする。

【指導者招聘】 (指定事業)

- 1 目 的 総合型地域スポーツクラブが指導者を招聘して教室等を開催することにより、会員確保やクラブの活性化を図る。
- 2 内 容 教室等の開催経費（講師旅費、謝金及び会場使用料等）を支援
総合型地域スポーツクラブ（5クラブ 指定口座へ振り込み）
- 3 金 額 1クラブ当たり10,000円とする。

(3) その他スポーツ振興に資する事業

県民の気運醸成に資する経費

【オリパラ出場者激励横断幕作成】

- 1 目 的 リオオリ・パラに出場する選手を激励する横断幕を作成し、県民のスポーツに対する気運を醸成する。
- 2 内 容 横断幕作成 2本
- 3 金 額 200,000円とする。

【機器の先駆的導入】

- 1 目 的 スポーツに係る技術の向上等について、効果が見込まれる機器等を導入することにより、データ取得等を実施し効果測定等を行う。
- 2 内 容 スポーツウォッチの購入 2セット
- 3 金 額 140,000円とする。

【その他会長が特に必要と認めた経費】

別に定める。